

【記入例】

※太線枠内を記入してください。項目名に「(任意)」と記載してあるもの以外は、全て必須項目です。

様式 1-1 (10.6 版)

2022 年 4 月 1 日

雇用担当 殿

	機 関 名	株式会社内閣府		
	職 名	代表取締役社長		
機 関 代 表 者	氏名(日本語)	内閣 太郎		
	氏名(英語)	Naikaku Taro		
		<input type="checkbox"/> 日本語と同じ		

府省共通研究開発管理システム(e-Rad) 研究機関 登録申請書

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の「利用規約」を承諾した上で、以下のとおり研究機関の登録を行います。

機 関 名	和名	株式会社内閣府		
	英名※1	Naikaku Co.Ltd.		
	フリガナ	カブシキガイシャナイカクフ		
	略称	CAO		
研究 機 関	科研費機関番号※2	<input checked="" type="checkbox"/> なし		
	会社法人等番号	0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0		
	TDB 企業コード※3	<input checked="" type="checkbox"/> なし		
業 種	コード(01~99)	81		
	中分類(業種区分)	学校教育		
	資本金の額または出資総額	, 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円		
	従業員数	<input type="checkbox"/> 1人~300人 <input type="checkbox"/> 301人~1000人 <input checked="" type="checkbox"/> 1001人~5000人 <input type="checkbox"/> 5001人以上		
事業開始年月日または設立記念日		西暦	1972	年 10 月 1 日
機 関 代 表 者	氏名※5	姓 内閣	名 太郎	姓名合わせて15文字以内
	役職	代表取締役社長		
研究 機 関 連 絡 先	郵便番号	〒 1 0 0 - 8 9 7 0 都 道 府 県 東京都		
	住所	千代田区霞が関3-1-1		
	電話番号※6	03-0000-0000	本件連絡先電話番号※7	090-0000-0000
事 務 代 表 者	初期パスワードフリガナ	アイオーエムビーエイケイオーアットマークイチニイサン		
	初期パスワード※8	IOMBHKO@123		
	部課名	研究開発本部	係・役職	開発リーダー
	氏名※5	姓 研究	名 太郎	姓名合わせ15文字以内
	メールアドレス1	tarou-k@xx.jp		
メールアドレス2(任意)				
経 理 事 務 担 当 者	部課名	経理部		
	氏名※5	姓 経理	名 花子	姓名合わせ15文字以内
	電話番号※6	03-0000-0001		
	ファックス番号	03-0000-0001		
	メールアドレス1	hanako-k@xx.jp		
メールアドレス2(任意)				
1ヶ月以内の応募予定の有無		<input type="checkbox"/> なし	公 募 名	令和〇〇年度研究開発事業
		<input checked="" type="checkbox"/> あり	応募受付期間	令和〇〇年7月1日~9月1日

履歴事項全部証明書の「商号」
 ・国、地方公共団体、独立行政法人等の場合、法令等で定められた名称
 ※科研費機関の場合で、機関指定の際に科研費担当部局から e-Rad に登録する名称を指定されているときは、その名称を記入

機 関 名 株式会社内閣府
 職 名 代表取締役社長
 氏名(日本語) 内閣 太郎
 氏名(英語) Naikaku Taro 日本語と同じ

・e-Rad 事務の代表者ではなく、機関の代表者を記入
 ・※代表者以外の、事務代表者等では受け付けることができません。

履歴事項全部証明書の「会社法人等番号」

記載内容について照会する場合がありますため、申請内容について説明可能な方の電話番号を記載してください。

研究機関登録が完了すると、事務代表者のメールアドレス1及び2宛に、ログインIDを記載した登録完了通知メールが送信されますので、ログインIDとこの様式に記載した「初期パスワード」でログインしてください。

・部門だけを登録する場合は、機関全体の業種と従業員数を記載してください。
 ・業種は次ページの「日本標準産業分類一覧(中分類)」を参照し、中分類のコードと業種区分を記入してください。

日本標準産業分類一覽（中分類）

大分類	コード	中分類（業種区分）	大分類	コード	中分類（業種区分）
A 農業、林業	01	農業	I 卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
	02	林業		51	繊維・衣服等卸売業
B 漁業	03	漁業（水産養殖業を除く）		52	飲食品卸売業
	04	水産養殖業		53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業		54	機械器具卸売業
D 建設業	06	総合工事業		55	その他の卸売業
	07	職別工事業（設備工事業を除く）		56	各種商品小売業
	08	設備工事業		57	繊維・衣服・身の回り品小売業
E 製造業	09	食料品製造業		58	飲食品小売業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業		59	機械器具小売業
	11	繊維工業		60	その他の小売業
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	61	無店舗小売業	
	13	家具・装備品製造業	J 金融業、保険業	62	銀行業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業		63	協同組織金融業
	15	印刷・同関連業		64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	16	化学工業		65	金融商品取引業、商品先物取引業
	17	石油製品・石炭製品製造業		66	補助的金融業等
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）		67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	19	ゴム製品製造業		K 不動産業、物品賃貸業	68
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	69		不動産賃貸業・管理業
	21	窯業・土石製品製造業	70		物品賃貸業
	22	鉄鋼業	L 学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
	23	非鉄金属製造業		72	専門サービス業（他に分類されないもの）
	24	金属製品製造業		73	広告業
	25	はん用機械器具製造業		74	技術サービス業（他に分類されないもの）
	26	生産用機械器具製造業	M 宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
	27	業務用機械器具製造業		76	飲食店
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	N 生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業	
30	情報通信機械器具製造業		79	その他の生活関連サービス業	
31	輸送用機械器具製造業		80	娯楽業	
32	その他の製造業	O 教育、学習支援業	81	学校教育	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33		電気業	82	その他の教育、学習支援業
	34	ガス業	P 医療、福祉	83	医療業
	35	熱供給業		84	保健衛生
	36	水道業		85	社会保険・社会福祉・介護事業
G 情報通信業	37	通信業	Q 複合サービス事業	86	郵便局
	38	放送業		87	協同組合（他に分類されないもの）
	39	情報サービス業	R サービス業（ほかに分類されないもの）	88	廃棄物処理業
	40	インターネット附随サービス業		89	自動車整備業
	41	映像・音声・文字情報制作業		90	機械等修理業（別掲を除く）
H 運輸業、郵便業	42	鉄道業		91	職業紹介・労働者派遣業
	43	道路旅客運送業		92	その他の事業サービス業
	44	道路貨物運送業		93	政治・経済・文化団体
	45	水運業		94	宗教
	46	航空運輸業		95	その他のサービス業
	47	倉庫業		96	外国公務
	48	運輸に附帯するサービス業		S 公務（他に分類されるものを除く）	97
	49	郵便業（信書便事業を含む）	98		地方公務
				T 分類不能の産業	99

※参照 総務省「日本標準産業分類」（平成26年4月1日施行）https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

申請書類の提出から、システムをご利用いただくまでの流れ

1



【研究機関事務代表者】

以下の2点の書類を準備して、e-Radの各種申請画面*より電子ファイルをアップロード

- ①「様式 1-1 研究機関登録申請書」
- ②機関の实在を証明する書類（履歴事項全部証明書）

*「各種申請用メールアドレス登録」よりメールアドレスを登録し、返信されたメール記載の各種申請画面 URL にアクセスし、電子ファイルをアップロードしてください。



【内閣府 e-Rad 運用担当】

2

アップロードされた書類に基づいて、e-Rad 運用担当でシステムに登録

※ 内容の確認等のために、お電話させていただく場合があります。



3

登録作業の完了時点で、e-Rad から「登録完了メール」送信

※ メール宛先は、申請書に記載した「メールアドレス 1」及び「メールアドレス 2」です。

最大で2週間程度かかることがあります。

4



【研究機関事務代表者】

メール本文のログイン ID と申請書に記載した初期パスワードでログイン

e-Rad から送信される「登録完了メール」には、「ログイン ID」が記載されています。
パスワードについては、申請書に記載した「初期パスワード」を入力してログインしてください。

ログイン後、事務分担者の登録や研究者情報の新規登録等を行うことができます。

（重要）上記のとおり「初期パスワード」が必要となりますので、申請書は保管しておいてください。



提出前チェックリスト

<input type="checkbox"/>	<p>① 太線内を全て記入する</p> <p>※ 記入漏れがあると、確認のために手続きが遅れることになります。記入に当たっては、添付の記入例やFAQを参照してください。)</p>
<input type="checkbox"/>	<p>② 記入後、本申請書(電子ファイル)を保管</p> <p>※ 登録の際に、システム運用担当から問合せを行うことがありますので、必ず申請書(電子ファイル)を保管してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>③ 機関の存在を証明する書類(法務局が発行する商業・法人登記における履歴事項全部証明書)を用意</p> <p>※ 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び特殊法人の場合は不要です。</p> <p>※ 発行後3ヶ月以内の書類をご用意ください。</p> <p>※ 「現在事項全部証明書」ではなく「履歴事項全部証明書」をご用意ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>④ 本申請書と③機関の存在を証明する書類の電子ファイルを e-Rad の各種申請画面より提出</p> <p>※ 直接持参して提出することはできません。</p> <p>※ 直接 PC 入力して提出、印刷して手書きの上 PDF 化し提出のどちらでも問題ありません。</p> <p>※ ③機関の存在を証明する書類は、以下の内容が記載されているページを電子化 (PDF または画像ファイル) し、各種申請画面よりアップロードしてください。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 鑑 (1 ページ目)2. 発行日3. 機関の沿革※合併等がある場合に限る <p>なお、該当箇所の確認については、P.7「履歴事項全部証明書 提出箇所サンプル」をご参照ください。</p>

提出したファイルや書類の返却は一切行いません。
記載内容、添付書類に不備がないよう、
再度ご確認ください。

【履歴事項全部証明書 提出箇所サンプル】

1. 鑑 (1 ページ目)

履歴事項全部証明書

東京都〇〇区△△丁△番△△号
株式会社 〇〇〇〇
会社法人等番号 △△△△

商号	株式会社 〇〇〇〇	
本店	東京都〇〇区〇〇丁〇番〇号	
	東京都〇〇区△△丁△番△△号	令和4年 4月1日変更 令和4年 4月5日登記
公告をする方法	△△△△	
会社の成立の年月日	平成7年4月1日	
目的	1. 〇〇〇〇 2. △△△△	
吸収合併	令和2年4月1日東京■■区△△丁目△番株式会社〇〇を合併 令和2年4月1日登記	
会社分割	令和2年10月1日東京△△区〇〇丁目〇番株式会社■■に分割 令和2年10月1日登記	
登記記録に関する事項		

3. 法人の沿革

※合併や分割等がある場合に限る

2. 発行日

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和〇〇年〇月〇日
△△地方法務局〇〇支局
登記官

印

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇 ※下線のあるものは注意事項であることを示す